委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	蕨市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	67-3	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.warabi.saitama.jp/kurashi/1004853/mynumber/1006284.htm	

執行機関名 蕨市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当に支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	在宅重度障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		蕨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1項 在宅重度障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	蕨市在宅重度障害者手当支給条例(昭和55年蕨市条例第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童 扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉 手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特 別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目 的とする。	第1条 この条例は、 <u>蕨市に居住する在宅重度障害者</u> (以下「障害者」という。)に 在宅重度障害者手当(以下「手当」という。)を支給することにより、 <u>これらの者</u> の <u>経</u> 済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		-蕨市在宅重度障害者手当支給条例-蕨市在宅重度障害者手当支給条例施行規則